

キャリアアップ奨励金

令和6年1月

「年収の壁」対策の新コースを追加しました!!

○富山県キャリアアップ奨励金は、国のキャリアアップ助成金と一体となって、非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善の取組みを支援する制度です。

○今回、キャリアアップ助成金に「年収の壁」対策として「**社会保険適用時処遇改善コース**」が新設され、これと連動して、富山県キャリアアップ奨励金にも同コースを追加しました。

国（富山労働局）
キャリアアップ助成金

「社会保険適用時処遇改善コース」新設

富山県
キャリアアップ奨励金

同コース 追加

例 社会保険適用時処遇改善コース・手当等支給メニューの場合

社会保険適用促進手当の追加支給等の取組み
1人当たり **最大50万円**（3年間合計）



取組みの着手を奨励
1人当たり **10万円**



制度の概要

対象者 中小企業事業主 ※富山県内に雇用保険適用事業所を有する中小企業事業主

支給対象 厚生労働省の「キャリアアップ助成金」に沿って実施する
非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善
(令和5年5月30日以降に実施した非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善が対象となります。)

支給内容 1人当たり **10万円** (支給対象が事業所単位の場合は1事業所当たり)

※キャリアアップ助成金の助成額の1/2を上限



➡ 制度の詳細は、富山県ホームページで必ずご確認ください。



申請・問い合わせ先



富山県キャリアアップ奨励金

検索

富山県商工労働部労働政策課

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

TEL : 076-444-8897

E-mail : arodoseisaku@pref.toyama.lg.jp

奨励金の 支給対象 支給額

支給対象 厚生労働省の「キャリアアップ助成金」各コースに沿って実施する
非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善

支給額 1人あたり**10万円** (支給対象が事業所単位の場合は
1事業所当たり)

※キャリアアップ助成金の助成額の1/2を上限

キャリアアップ助成金			奨励金	
主なコース / コース内容			支給額	支給額
正社員化	正社員化コース	非正規雇用労働者等を正社員化	1人あたり 80万円	1人あたり 10万円
	障害者正社員化コース	障害のある非正規雇用労働者を正社員化	1人あたり 90万円	1人あたり 10万円
処遇改善	賃金規定等改定コース	賃金規定を3%以上増額改定	1人あたり 5万円	1人あたり 2.5万円
		賃金規定を5%以上増額改定	1人あたり 6.5万円	1人あたり 3.25万円
	賃金規定等共通化コース	賃金規定を正社員と共通化	1事業所当たり 60万円	1事業所当たり 10万円
	賞与・退職金制度導入コース	賞与・退職金制度を導入	1事業所当たり 40万円	1事業所当たり 10万円
	短時間労働者労働時間延長コース <small>※令和6年3月31日までに行われた取組に対して 支給申請を受け付ける時限措置となります</small>	週所定労働時間を3時間以上延長し、社会保険を適用	1人あたり 23.7万円	1人あたり 10万円
	社会保険適用時処遇改善コース	① 手当等支給メニュー 社会保険を適用させる際に、賃金の15%以上分を労働者に追加支給	1人あたり 50万円 (3年間合計)	1人あたり 10万円
② 労働時間延長メニュー 社会保険を適用させ、所定労働時間の延長と賃金を増額		1人あたり 30万円		
③ 併用メニュー ①の取組による助成を受けた後、2年目に②の取組を実施		1人あたり 50万円 (2年間合計)		

※キャリアアップ助成金の支給額は、中小企業の場合の金額

「キャリアアップ助成金」については、
富山労働局ホームページでご確認ください。

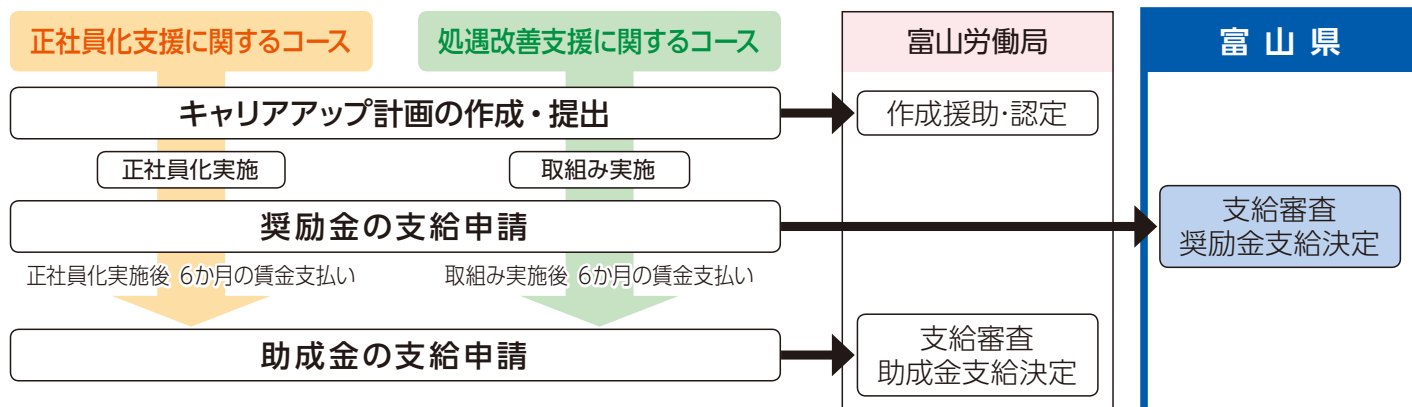
キャリアアップ助成金 富山労働局

検索



手続きの流れ

キャリアアップ助成金及び奨励金の活用にあたっては、各コースの実施日の前日までにキャリアアップ計画の提出(提出先:富山労働局 助成金センター)が必要です。



キャリアアップ助成金
【申請・問い合わせ先】

富山労働局 助成金センター
〒930-0008 富山市神通本町1-6-9 MIPSビル5階 TEL:076-432-9172

奨励金の 申請方法

下記①②のいずれか早い日までに、所定の申請書類を富山県労働政策課に提出してください。

- ① 非正規雇用労働者の正社員化・処遇改善実施日の翌日から起算して2か月以内
- ② **令和7年2月28日(金曜日)** (予算の範囲内で交付するため、申請期限内に受付を終了する場合があります。)